

特定秘密保護法の施行延期を含め慎重な運用を求める意見書

2013年12月6日、第185回臨時国会で特定秘密の保護に関する法律（以下秘密保護法という）が制定され、施行期日が迫っております。また、秘密保護法施行に先立ち「特定秘密の指定及び解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」（以下運用基準案という）も近々閣議決定が予定されています。

同法及び運用基準案の内容には、国民主権や基本的人権の尊重、国民の「知る権利」と「取材・報道の自由」等といった日本国憲法における国民主権の原則や平和主義を侵害しかねない内容が包含され、いまだ多くの市民が不安を抱えています。それを裏付ける世論動向調査でも多くの国民が廃止並びに「なぜ今なのか」と報道で伝えていると同時に、マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体等多くの団体も懸念と廃止を表明しており、下記事項について措置されるよう強く求めます。

記

- 1 法律には、特定秘密の対象が列举されているが、各号の文言が抽象的且つその他では、行政機関の長が決めるだけで、国民には「特定秘密」「運用基準」の具体的事例が分からない。
- 2 法律に反した場合、何をしたら犯罪になるのか分かるように、具体的開示を求める。
- 3 秘密の取扱者の適正評価に係るプライバシー、守秘義務、不正の内部告発者の扱い等現行法を超える不安が常に付きまとう。
- 4 弁護士団体等が、運用基準案に対する声明・意見書を提示しているが、反映を求める。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

平成26年9月26日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
総務大臣
参議院議長
衆議院議長



宛